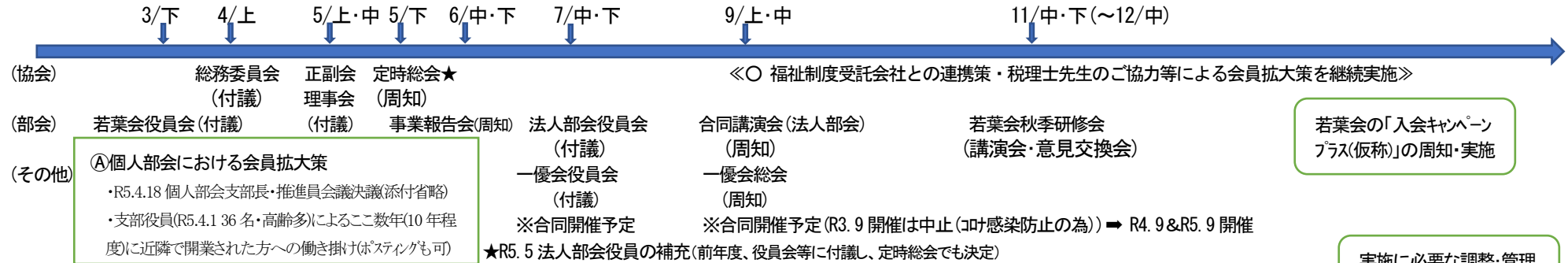


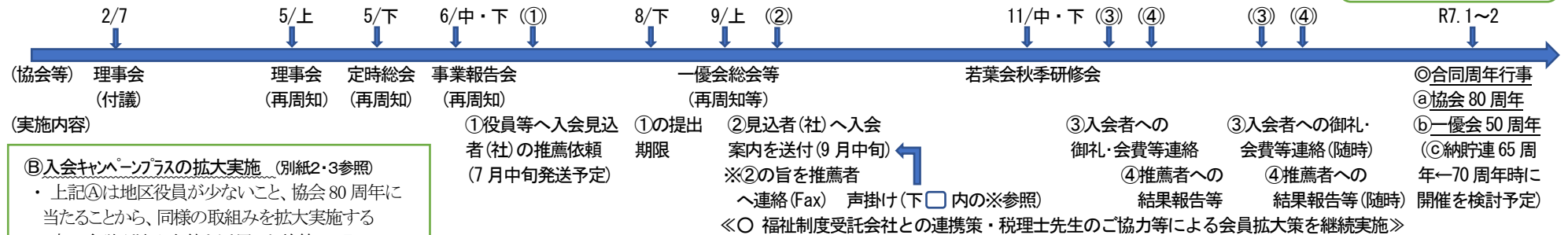
入会キャンペーン活用による会員拡大策について (時系列フロー)

実施内容は別紙1参照

【令和3～5年度】 ※ 実施に向け、それぞれの役員会等付議・周知 + 若葉会の試行「入会キャンペーンプラス(仮称)」の実施(☆令和5年度・令和6～8年度(修正版))



【令和6年度】 ※ 当会員拡大策の実施 + 親会(上京納税協会)の試行「入会キャンペーンプラス(☆R5年度 若葉会の試行を準用)」の実施(令和6～8年度)

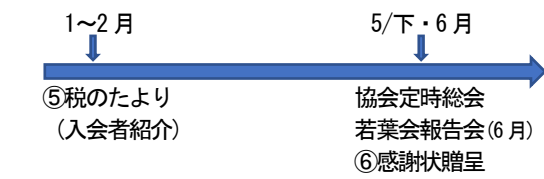


③入会キャンペーンプラスの拡大実施 (別紙2・3参照)
 ・上記④は地区役員が少ないこと、協会80周年に当たることから、同様の取組みを拡大実施する
 ・商工会議所法人名簿を活用した施策(右□内参照)とは別に、会報誌等に同封し、全会員へ協力依頼
 ・期間を限定し、全会員が参加できる行事を増やす

《会員拡大策の実施概要(対法人)》

- 平成19年度(2007年度)施策の準用
 - ① NTT データを基に「協会未加入者名簿」を作成
 - ② 協会正副会長、法人部会役員及び税理士会役員へ
①の名簿を同封し、入会見込者の推薦を依頼
 - ③ 入会見込者に対し、推薦者名で入会案内を送付
 - ④ 推薦者から入会見込者への声掛けを依頼(②で依頼)
- 修正事項
 - 京都商工会議所の法人名簿を基に「協会未加入者名簿」を作成
 - 協会役員等へ推薦を依頼(依頼者:協会長・法人部会長 →+若葉会・一優会)
 - 協会長名(推薦者を()内に記載)で送付
 - ③送付時に、推薦者に対し声掛けを依頼(Fax)
 - ※ 可能であれば、③入会キャンペーン中につきご案内(推薦)をした旨、④秋の若葉会秋季研修会(下①の☆参照)、春の協会80周年行事参加等の声掛けをする。
- 入会キャンペーンの導入 + キャンペーンプラスの導入
 - ① 令和2年2月の理事会で入会キャンペーン(会員の紹介による入会は、入会の翌年3月末までの会費(月割額)を免除)を導入(当分の間の施策)
☆ 若葉会においても同様の取扱い(会員の紹介による入会は、初回半期会費(6,000円)及び初回行事参加費を免除)を導入 (R9.3 終了予定)
 - ② 令和6年4月、協会80周年を機に、紹介による入会に関し、紹介した方(会員)に行事参加券を贈呈するキャンペーンプラスを導入 (R9.3 終了予定)

【令和7年度】 ※結果の顕彰等



(その他) ○ 未加入者名簿等の作成
 ・令7までは商工会議所名簿活用予定
 ・当入会キャンペーンは令9.3終了予定
 (行事参加券は発行から2年間有効)



会 員 各 位

公益社団法人上京納税協会
会 長 長 嶋 正 晃

納税協会の会員拡大策「入会キャンペーンプラス」の実施について

皆様方には、時下ますますご清栄のことと拝察申し上げます。
平素は、当会の運営に格別のご理解、ご協力を賜り誠に有り難うございます。

さて、令和 2 年春からの新型コロナウイルス感染症も令和 5 年 5 月に「5 類」となり、インフル
インフルと同様、with コロナということで、様々なものが元の状態に戻り、当会の運営も
概ね順調に推移しております。このような中、令和 6 年度は、当会の前身が昭和 19
年 4 月に設立されてから 80 周年の節目の年となります。

しかしながら、当会につきましては会員の減少傾向が続いておりまして、令和 2 年
2 月の理事会で、会員の紹介による入会は初年度会費（入会の翌年 3 月末までの会費）を免除する
という入会キャンペーンを導入しましたが、これまでコロナ禍もあり残念ながら効果があまり
得られないままとなっております。

このため 80 周年に際し、今般、紹介する側にもインセンティブ（特典）を設ける「入会キャン
ペーンプラス」を導入し、3 年間に限定し、皆様のご協力を得て会員の拡大に取り組む
ことといたしました。

つきましては、お知合いの方やここ数年に開業された方※にお声掛け頂き、一人でも
多くの方にご入会頂くとともに、各種行事へのご参加もお願い申し上げます。

※ 新たに開業した人にとって、税務や会計に関し相談できる機関（納税協会）の情報は、有用となる場合もあると思われます。

記

[入会キャンペーンプラスの実施内容]

1 キャンペーンプラスの内容

- (1) 紹介された方が入会した場合、その方は初年度会費免除となり、紹介した方（入会申込書の紹介
者欄に記入された方）には、当会（部会を含む）講演会・意見交換会等の行事の参加券※を贈呈する。

※ 行事参加券：①税込み 8,000 円以内の当会行事に 1 回使用可（お釣りはでない）、②発行日から 2 年間有効、③会員、
会員の親族及び会員企業の職員が使用可能です。

- (2) 上記(1)の行事参加券の贈呈※は、年度毎に一人 1 枚限りとし、令和 6 年度は先着 80 名
（令和 7 年度は 50 名、令和 8 は 30 名の予定）とし、紹介により二人以上の方が入会された場合は、次年度
5 月の当会定時総会等におきまして、感謝状の贈呈をさせて頂くこととしております。

※ 納税協会の福祉制度受託会社（大同生命・AIG 損保・アフラックの代理店）の方は対象外としております。（但し、1/2 換
算等を行い、感謝状の贈呈を行うこととしております。）

2 お声掛けの仕方（イメージ・例）

- (1) 入会キャンペーン中※であり、お知合いの方や近くでここ数年（概ね 10 年程度）に開業された方等に
次の(2)の文書等を活用し、入会の声掛けを行う。

原則、当会事務局(☎451-2608)へ非会員か確認した上で、お声掛けをお願いします。

※入会キャンペーン(プラス)は令和8年度(令和9年3月末)までの施策としております。(行事参加券は発行から2年間有効)

(2) 「ご入会のお勧め」文書に、**①日付**、**②紹介者名**(会員ご自身の名前)、**③電話番号**(省略可)を記入の上、**④チラシ(入会のメリット・税務相談のお知らせ)**、**⑤入会申込書及び⑥返信用封筒**をセットし、**上記(1)の者に手交する**。(状況に応じ、お声掛けし、書類はポストインするという方法でも結構です。)

(注) 「ご入会のお勧め」文書中段※1に「入会されている方の声の一例」を掲げていますので、ご説明される際や「何かメリットはあるのか？」など聞かれた際にご活用ください。

(3) ご質問等を受けた場合は、当会事務局へ問い合わせるよう説明(誘導)をお願いします。

3 その他

(1) ご不明点や上記2の(2)の書類の不足、他に必要な資料など、何かございましたら、気兼ねなく当会事務局(☎075-451-2608)までご連絡をお願いします。

(2) 若葉会(当会青壮年部会)も同様の入会キャンペーンを実施しておりますので、併せてお声掛けをお願いします。(詳細は、当会事務局までお問い合わせください。)

(3) 行事参加券の見本 **【紹介者へ贈呈(上記1の(1)・(2)参照)】**

(表面)

No. K6-001G	
	上京納税協会（若葉会等を含む）の行事参加券
<p>○ 参加費8千円(消費税込み)以下の上京納税協会(若葉会等を含む)行事※1にのみ使用できます。但し、この券は1回限り使用可能で、お釣りはできません。《※1 裏面をご確認ください。》</p> <p>○ また、この券は会員、会員の親族及び会員企業の職員が使用可能です。</p> <p>○ この券の有効期限は、発行日から2年以内です。《※2 今後の物価上昇等により参加費が8千円超となった場合、原則、裏面記載の行事は、当行事参加券により参加可能といたします。》</p>	
使用者名: _____	発行日 令和 年 月 日 上京納税協会・若葉会事務局 (印) (Tel 075-451-2608 Fax 075-414-1189)

(裏面)

《 注 意 》	
<p>○ この「行事参加券」は、当面、次の行事の意見交換会(懇親会)にのみ使用可能です。</p>	
<p>【若葉会関係】 ①通常、6月に開催される事業報告会 ②通常、11月に開催される秋季研修会</p> <p>【納税協会関係】 ①通常、5月に開催される定時総会 ②通常、7月に開催される協会・納貯合同懇話会(旧 名刺交換会) ③通常、9月に開催される一優会・協会法人部会合同研修会 ④通常、11月に開催される納税表彰式 ⑤通常、2月に開催される納税協会・一優会合同講演会 ⑥その他、5周年・10周年毎に開催される納税協会(部会を含む)の周年行事</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>○ 各行事の具体的な開催日時・場所等については、当協会HPでご確認頂くか、事務局へお問合せください。</p></div>